

資料3

# I R事業用地の適性確保について

I R推進局

## 大阪市の負担の考え方

- ・ IRは、国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、**IR事業用地としての適性確保が必須**
- ・ そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、**大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として市が負担**

	IR実現による効果
夢洲まちづくりへの影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ IRを核とした国際観光拠点の実現</li><li>・ 夢洲2期・3期の土地売却等の促進</li><li>・ 臨海地域の活性化</li><li>・ 万博後の鉄道運賃収入への貢献</li></ul>

\* 大阪市全体への効果

- ・ IRの経済波及効果・雇用創出効果
- ・ 都市魅力と国際競争力の向上
- ・ 様々な産業への波及効果
- ・ 納付金等収入

## 概算負担額及び負担の枠組み等

- ・ **市概算負担額（土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去） 約790億円**
    - 速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし、順次、工事着手
    - 土地造成事業を実施し、土地売却・賃貸収入など事業経営に伴う収入からなる港営事業会計（特別会計）で負担
    - 負担に必要な財源については、起債を充当し、土地賃貸収入等により償還
    - 今後さらに精査のうえ、2022年2・3月市会に債務負担行為に係る議案を提出予定
- ※ 別途、港営事業会計にインフラ整備に要する費用のIR事業者からの負担金202.5億円の収入予定